

食品安全制度に関わる意見

2023年8月23日 第2回食品安全制度懇談会

日本生活協同組合連合会

組織推進本部 社会・地域活動推進部

片野 緑

発表内容

(はじめに) 生協 と 日本生協連のご紹介

1. 平成30年食品衛生法改正ポイントに関わる意見
2. 平成30年食品衛生法改正時に反映されなかった事項についての意見
3. 平成30年食品衛生法改正後の課題についての意見



生協 と 日本生協連のご紹介

1. 生協（生活協同組合）とは

「協同組合」の一つ。消費者一人ひとりがお金（出資金）を出し合い組合員となり、協同で運営・利用する組織。

宅配事業や店舗事業などを行うとともに、人と人のつながりの中で「食」「環境」など、くらしの課題に取り組む活動を行っている。「食」に関する取り組みとしては、食育、産地・工場見学会、学習会などを実施。

2. 日本生協連（日本生活協同組合連合会）とは

各地の生協や生協連合会が加入する全国連合会。

コープ商品の開発と会員生協への供給（販売）、会員生協の事業や活動のサポートなどを通して、会員生協の発展を支える役割を担っている。

CO-OP



1. 平成30年食品衛生法改正ポイントに関わる意見

1. 原則として全ての食品事業者にHACCPに沿った衛生管理を義務付けたことについて

全体のレベルアップにつながるものであり、前向きに受け止めている。

この間、コロナウイルス対応のため、事業者の業務スタイルも通常とは異なっていた。日本の食品製造業は中小企業が支えている実態があり、今後は、ぜひ衛生管理指導や必要に応じ事業者のフォローアップを検討してほしい。

2. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集について

健康被害情報が集約され対応措置が検討される仕組みの創設、指定成分等含有食品の製造や加工への適正製造規範（GMP）の制度化は、安全性の向上につながっていると考える。今後は、事業者・消費者双方の認知を高めていくことが課題。



1. 平成30年食品衛生法改正ポイントに関わる意見

3. 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について

1) 制度の周知や準備の課題

完全施行は2025年6月だが、まだリストが告示されていない。経過措置期間は「リストの整備・確定」と「事業者の準備（リストへの適合の確認と情報伝達）」に必要な期間と認識していたが、事業者の準備期間がどんどん短くなっているように見える。器具・容器包装の製造が国内で完結する場合はそれほど問題ないのかもしれないが、器具・容器包装または食品を海外から輸入する場合、輸入事業者は必ずしも器具や容器包装について詳しい知識があるとは限らない。特に、中小の食品等事業者への情報提供が必要ではないか。サプライチェーンの段階に応じたきめ細かい情報提供をお願いしたい。

2) リストの使い方、運用の問題

器具・容器包装や食品を日本に輸入する場合は日本のポジティブリスト制度に適合していることが必要だと理解している（輸出の場合も同様）。その場合、日本と欧米のリストを比較して、特に異なる点、不適合となりやすい留意点をわかりやすく示してほしい。



1. 平成30年食品衛生法改正ポイントに関わる意見

4. 食品のリコール情報の報告制度について

健康被害の未然防止につながり、回収理由もわかるようになった。これは大きな前進だと考える。

今後は「回収のあり方」について社会的に議論し、検討してはどうか。

リコール食品のCLASSⅢ（食品添加物の使用基準違反や残留農薬の基準違反など）は、一律に回収ではなく、ADIやARfDをもとにしたリスクベースでの考え方による判断もありうるように思う。

消費者の安全は最優先だが、食品ロスもできるだけ減らす方が望ましい。この2年間の制度運用状況を振り返った上で、事業者向けのガイドラインがあると良いと思う。

CO-OP



2. 平成30年食品衛生法改正時に反映されなかった事項 についての意見

1. 指定添加物について

食品安全委員会設立前に指定された食品添加物については、現時点の科学的知見を踏まえた再評価を実施することが望ましいと考える。それが難しければ国際機関や諸外国の評価などを整理したファクトシートを作成するなど、行政が安全情報を整備しておくことが必要ではないか。ファクトシートはリスクコミュニケーションにも活用できる。



2. 平成30年食品衛生法改正時に反映されなかった事項 についての意見

2. 既存添加物について

1) 成分規格

成分規格がない、または作成できない既存添加物は流通できないようにするよう仕組
みが必要ではないか。公的な成分規格がないということは「食品添加物としての品質が
確保された上で流通している」とは言えないのでは。1995年の食品衛生法改正で既存添
加物の枠組みができてから30年が経とうとしていることを重く受け止めるべき。

2) 安全性の確認

指定添加物同様、安全情報の整備が必要ではないか。

3) 流通実態がほとんどない既存添加物への対応

既存添加物の成分規格の作成や安全性確認は専門家が大変な労力をかけて実施しており、
流通実態がほぼないと言えるようなものまで、そのようなコストをかけた対応が必要な
のか疑問。



3. 平成30年食品衛生法改正後の課題についての意見

1. 新規食品について

SDGsの観点や科学・技術の発展に伴い、新規性の高い食品の開発や流通が見込まれている。新たな食品への不安の声は、生協内でも時々聞かれる。食品の新規性に鑑みたリスク評価やリスク管理の全体的な枠組みがあっても良いのではないか。例えばEUはNovel Foodとして考え方を整理している。

2. 組織再編等

食品安全確保の考え方は「最終製品を検査して基準に適合していることを確認する」ことよりも「食料生産や食品製造の過程で、適切な管理をすることにより最終製品の安全性を確保する」ことの重要性が増している。今後、食品衛生基準行政が、厚労省から消費者庁に移管されると発表されているが、リスク管理機関には一貫した施策策定をお願いしたい。

3. 食品安全の向上のための方針・戦略を

食品安全を全体に俯瞰して課題を抽出して、優先順位を定めて対応することが、重要。WHO、FAO、コーデックス委員会は、食品安全を全体に俯瞰して課題を抽出して、優先順位を定める食品安全のための戦略を持っている。

